

資料1 受診妨害問題の経緯と陳謝

「自給者の自由な意思」に対する「福祉事務所がこれを無視して決定」の行き過ぎ問題で、このお詫びと、今回の件を踏まえて再発防止の分かりやすい説明にあたるというものです。

資料1

川生福発第435号

平成25年 6月 3日

新山接骨院 院長 様

生活福祉課長

根本様の通院に関する経緯等について（回答）

平素より、生活保護受給者の施術に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、打撲、捻挫等の治療先については、生活保護受給者の自由な意思に基づくものであり、福祉事務所が治療先の指定や制限を行うことがあってはならないと認識しております。

それにもかかわらず、この度、生活保護受給者に誤解を招くような事態になってしまいましたことを深くお詫びいたします。誠に申し訳ございませんでした。

今回の誤解を招いた原因は、根本様に十分に制度を理解していただくに足る説明がなされていなかったことによるものと思われまます。

今回の件を踏まえ、ケースワーカーに対し、生活保護受給者にとって分かりやすい説明に努めるよう指導を徹底してまいりますので、御理解の程よろしくお願い申し上げます。

なお、根本様の通院等に関する経緯については、別紙をご参照ください。

川越市役所 生活福祉課 保護担当

〒350-8601 川越市元町1-3-1

TEL: 049-224-5784 (直通)

8月2日 福祉課主査・職員が通知文（案）資料2、3を持参。

だが、その内容はケースワーカーへの注意を図るものを、受給者及び施術者への注意に転嫁、問題のすり替え。そこで、文面の誤りを指摘、改めて再検討の旨となる。

資料2 受給者へのお知らせ

本紙は、今までの誤り繰り返しのため、再発防止の改正には殆ど役立たずです。

資料2

生活保護受給者の皆様へのお知らせ

**※鍼灸やマッサージ、接骨院などの利用方法**

はり・きゅうやあん摩・マッサージ、接骨院・整骨院などの「施術」を受けるときは、「意見書」を発行しますので、担当のケースワーカーへお知らせ下さい。

「意見書」の発行が遅れると、「施術券」の発行手続きができず、施術者にまでご迷惑をおかけすることになります。担当のケースワーカーへは、事前(施術を受ける前)にお知らせ下さい。

**・生活保護で受けられる施術**

生活保護で受けられる施術には、範囲があります。

生活保護で受けられる施術の範囲

施術の種別	傷病	医師の同意
柔道整復	打撲・捻挫	不要
	脱臼・骨折の応急手当	
	応急手当後の脱臼・骨折	必要
あん摩・マッサージ、はり・きゅう	医師が同意した傷病	すべて必要

・表の範囲にない傷病の場合は、整形外科などに通うようお勧めすることになります。

・柔道整復で医師の同意が必要かどうかは、施術者にお尋ね下さい。

**・調査対象になる施術**

長期または回数が多い施術を受けている場合、特別な病状調査が必要です。

次のような施術を受けている場合は、毎月、初回の施術を受ける前に担当のケースワーカーに必ずお知らせ下さい。簡単な聞き取りをさせていただきます。

(例)・1ヶ月の間に10回以上、施術を受けている場合

- ・1ヶ月の間に、3ヶ所以上の部位に施術を受けている場合
- ・3ヶ月を超えて、続けて施術を受けている場合

など

川越市役所生活福祉課  
 (049)224-5784

即ち、受給者が、まず、整復師受診を行い、その後、「医師の同意」が必要かどうかの判断の大事で、それを、まず、医師受診とし、その後、整復師受診を考えるとという事で、これは、「医師の同意」不要者まで医師受診強制となる誤りで、この改正放置の注意です。

### 資料3 最近の通知のお知らせ

資料2と同様、受給者の「人権」や「医療選択権」や「整復師が対象」の欠落です。

### 資料3

<input type="text"/>	
生活保護指定施術者の皆様へ	
生活保護は、「保険制度」ではなく「公的救済制度」であるため、給付できる施術の範囲や費用支払までの手続の流れが社会保険等とは異なりますのでご確認をお願いいたします。	
<b>1. 給付できる施術</b>	
生活保護で給付できる施術は、法令等により必要最小限度と認められる範囲に限られます。単に患者（被保護者）の希望のみで行われた施術は、給付の範囲外となることがあります。範囲外とされた施術の費用については、被保護者が保護費の中から負担することとなります。	
※必要最小限度と認められる範囲	
種別	内容
牽道整復	・打撲、捻挫及び急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼
あん摩・マッサージ	・患者の症状が医師による投薬その他の治療によって効果がなく、かつ、施術が絶対不可欠であるもの
はり・きゅう	・仮性病で、医師による適当な治療手段のないもの ・医療機関における医療の給付を受けても所期の治療効果が得られないもの又は治療効果が現れていないと判断されるもの
<b>2. 調査対象となる施術</b>	
厚生労働省からの通知により、次のような施術は、被保護者に対し重点的に病状調査をします。	
(例)・1ヶ月に10回以上施術を受けている場合	
・1ヶ月に3部位以上の施術を受けている場合	
・3ヶ月を超えて施術を受けている場合 など	
病状調査の結果によっては、必要最小限度の給付と認められない場合があります。	

9月2日 患者の人権と医療選択権とその対象に整復医療も対象となる事の明示の大事で、福祉課に意識を変えてもらい、担当課長・主査・係長が作成した通知文（資料4）を持参。

資料4 今回、「新お知らせ」川越市独自版

受給者の医療選択の自由の下に整復医療選択者に対し、ケースワーカーが「まず、医師受診を」としていた事から、治療を受けた整復師に対し、以後の事情紹介とする「妨害回避対策」の指導となった。

資料4

生活保護を受給されている皆様へのお知らせ

傷病等により医療機関を受診される場合又は接骨院・整骨院（柔道整復）で施術を受けられる場合は、「医療券」又は「施術券」が必要となりますので、事前に担当ケースワーカーまでお知らせください。

また、緊急の場合は、受診等をされたのちに「医療券」又は「施術券」を発行することとなりますので、その場合も、担当ケースワーカーまでお知らせください。

接骨院・整骨院（柔道整復）で施術を受ける場合は、医師の同意が必要となる傷病がありますので、最寄りの接骨院・整骨院（柔道整復）にご相談ください。

川越市役所生活福祉課  
(049)224-5784

資料5 課長からの挨拶

9月26日 新作成文について、主査・係長・福祉課対応の報告書（資料5）持参。

全ケースワーカーに対し、生保受給者に対する受診妨害防止通知文発送について説明。

資料5

川生福発第1300号  
平成25年9月26日

新山接骨院  
院長 新山 哲雄 様

川越市福祉部  
生活福祉課長

生活福祉課としての対応について（ご報告）

平素より生活保護受給者の施術にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。先ごろの根本様の件を受け、打撲・捻挫等の治療先の選択につきましては生活保護受給者の自由な意思に基づくものであり、福祉事務所が治療先の指定や制限を行うことがあってはならないということを再度確認するため、去る平成25年6月24日（月）に課内会議を開催し、全ケースワーカーに周知徹底をはかりましたので、ご報告させていただきます。

また、生活保護受給者の方にも制度を十分理解していただくため、全受給世帯に対し受診についてのお知らせを送付し、最寄りの接骨院・整骨院（柔道整復）に相談していただくよう周知することといたしました。

今後とも、ご指導、ご鞭撻くださいますようお願いいたします。

川越市福祉部生活福祉課 総務担当  
〒350-8601 川越市元町1-3-1  
TEL 049-224-5784（直通）

資料6 全受給者へ資料4を配布の挨拶

12月27日 主査・係長来院。資料4についてケースワーカーとともに川越市約2,900世帯全生保受給者世帯への通知文送付完了の報告書(資料6)を持参。

資料6

平成25年12月27日

新山接骨院

院長 新山 哲雄 様

川越市福祉部

生活福祉課長

全生活保護受給世帯へのお知らせ送付について(報告)

平素より生活保護受給者の施策にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
標記の件について、下記のとおり執り行いましたので、報告させていただきます。

今後とも、ご指導、ご鞭撻くださいますようお願いいたします。

記

- ・送付日 平成25年10月15日～17日
- ・送付戸数 約2,900世帯
- ・文書内容 別紙のとおり

以上

川越市福祉部生活福祉課 総務担当

〒350-8601 川越市元町1-3-1

☎049-224-5784(直通)